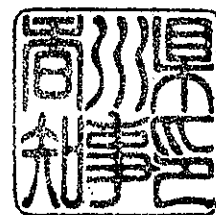


30 環管第 65104 号
平成 31 年 2 月 21 日

香川県環境審議会長 殿

香川県知事 浜 田 恵 造



「平成 31 年度水質測定計画（案）」、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（案）」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）」について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 1 項及び香川県環境審議会条例（平成 6 年条例第 25 号）第 2 条第 2 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

30環審第8号
平成31年2月25日

香川県環境審議会生活環境部会
部会長 新見 治 様

香川県環境審議会
会長 増田 拓朗



香川県環境審議会生活環境部会への付託について

平成31年2月21日付け30環管第65104号により、当審議会に諮問のあった「平成31年度水質測定計画（案）」、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し（案）」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）」については、香川県環境審議会運営規程第6条第1項の規定により、貴部会に付託します。